

障がい福祉のてびき

□ 令和7年10月現在 □



明和町マスコットキャラクター

めい姫

© MEIWA town office.

明和町役場 福祉総合支援課

明和町障がい者生活支援センター「♪ここ♪」

障がい児・者の生活支援に関する相談先

障がいのある方や、その家族が様々な問題を気軽に相談できる場所です。

急な場合を除き、予約制となっていますので、あらかじめ電話等でご予約いただくようお願いいたします。

名 称	所在地	開所時間	電話・FAX
明和町役場 福祉総合支援課 まるごと相談支援係	明和町大字馬之上 945	9:00 ～ 16:30	電話：0596-52-7115 FAX：0596-52-7137 E-mail fukusi@town.mie-meiwa.lg.jp
明和町役場 こども課 母子支援係	明和町大字馬之上 945	9:00 ～ 16:30	電話：0596-52-7123 FAX：0596-52-7137 E-mail kodomo@town.mie-meiwa.lg.jp
明和町障がい者 生活支援センター 「♪ここ♪」	明和町大字馬之上 944-5 (保健福祉センター)	9:00 ～ 16:30	電話：0596-52-7127 FAX：0596-52-7128 E-mail shien@town.mie-meiwa.lg.jp
多気郡地域 児童発達支援 センター	明和町大字佐田 633	9:00 ～ 17:00	電話：0596-34-7381 FAX：050-3142-2114
めいわひきこもり 相談窓口	明和町大字馬之上 917-1 (明和町社会福祉 協議会内)	8:30 ～ 17:30	電話：0596-52-7056 FAX：0596-52-7057 E-mail m-skyo01@ma.mctv.ne.jp
三重県自閉症・発達 障害支援センター 「れんげ」	津市城山1丁目 12-2	9:00 ～ 17:00	電話：059-238-0002 FAX：059-235-0019 E-mail shirorengel@zd.ztv.ne.jp
松阪・多気地域 障害者就業・生活支援 センター「みらーち」	松阪市京町 508-1 101 ビル4階	9:30 ～ 17:15	電話：0598-20-8680 FAX：0598-20-8681 E-mail mira-ch@matthias.jp

《もくじ》

1. 障がい者制度と介護保険制度	1
------------------	---

手 帳

2. 身体障害者手帳	3
3. 療育手帳	3
4. 精神障害者保健福祉手帳	4

医 療

5. 障がい者医療費の助成	5
6. 更生医療の支給（自立支援医療費）	5
7. 育成医療の支給（自立支援医療費）	5
8. 精神通院医療費の支給（自立支援医療費）	6
9. 後期高齢者医療制度	6
10. 指定難病患者への医療費助成制度	6
11. 小児慢性特定疾病医療費助成	7

年金・手当・給付等

12. 障害基礎年金	8
13. 障害厚生年金	8
14. 特別障害給付金制度	8
15. 三重県心身障害者扶養共済	9
16. 生活福祉資金の貸付	9
17. 障害者（児）手当	10
18. 日常生活用具の給付	11
19. 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	14
20. 補装具の交付・修理	15

障害福祉サービス等

21. 障害福祉サービス・障害児通所支援	16
----------------------	----

助成・割引・減免・その他のサービス

22. 自動車運転免許取得費の助成	18
23. 自動車改造費の助成	18
24. タクシー料金の割引	18
25. タクシー料金の助成	19
26. 有料道路通行料の割引	19
27. 明和町町民バスの無料制度	20
28. 乗り合い送迎サービス（チョイソコめいひめ）	20

29. 自動車税等の減免	21
30. 鉄道・バス料金の割引	22
31. 航空運賃の割引	22
32. 所得税・町県民税の控除	22
33. 相続税の障害者控除	23
34. 利子等の非課税（マル優）	23
35. 贈与税の非課税	23
36. 個人事業税の控除	23
37. NHK放送受信料の減免	23
38. 電話の無料番号案内	24
39. 携帯電話基本料金の減額	24
40. 駐車禁止区域の駐車	24
41. 三重おもいやり駐車場利用証制度	25
42. 三重県内施設等の利用割引	26
43. 本の郵送貸し出しサービス	26
44. 通常郵便はがきの無料配布	26
45. 車椅子等の貸し出し	26
46. 手話通訳者・要約筆記者の派遣	26
47. 視覚障がい者（児）生活訓練事業	27
48. 朗読広報	27
49. 点字郵便物等郵便料金無料サービス	27
50. 点字図書・録音図書の貸し出し	27
51. 字幕入りビデオテープの貸し出し	27
52. 精神障がい者デイケア	28
53. ひきこもり相談	28
54. 地域生活支援拠点	28
55. 成年後見制度	28
56. 日常生活自立支援事業	29
57. 障害者虐待に関する通報・届出先	29

防 災

58. ヘルプカード・ヘルプマーク	30
59. 避難行動要支援者への支援活動	30
60. 聴覚・言語機能の障がい者の緊急通報の登録	31

等級別の主な対象サービス

(○：おおむね対象 △：一部対象)

ペ ー ジ 数	各サービス	身体障害者手帳																			
		総合等級						視覚						聴覚				平衡		音声・ そしゃく	
		1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	2	3	4	6	3	5	3	4
5	「医療」	障がい者医療費の助成	○	○	○	○		○	○	○	○			○	○	○		○		○	
5		厚生医療の支給 (自立支援医療)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
5		育成医療の支給 (自立支援医療)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
6		精神通院医療費の支給 (自立支援医療費)																			
6		後期高齢者制度	○	○	○	△		○	○	○				○	○			○		○	
8	「手当・年金」	障害基礎年金						○	△	△				○	△				△		
9		三重県心身障害者扶養共済	○	○	○			○	○	○				○	○			○		○	
10		特別障害者手当	△	△				△	△					△	△				△		
10		障害児福祉手当	△	△				○						○							
10		特別児童扶養手当	△	△				○	○	○				○	○				○		
11	「給付等」	日常生活用具の給付	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
15		補装具の交付・修理	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
16	障害福祉サービス・障害児通所支援		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
18	「助成・割引・減免・その他のサービス等」	自動車運転免許取得費の助成	△	△	△	△															
18		自動車改造費の助成	△	△	△	△	△	△													
18		タクシー料金の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
19		タクシー料金の助成	△	△					△	△											
19		有料道路通行料の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
20		明和町町民バスの無料制度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
20		乗り合い送迎サービス (チョイソコめいひめ)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
21		自動車税等の減免	△	△	△	△	△	△	○	○	○			○	○			○	△		
22		鉄道・バス料金の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
22		航空運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
22		所得税・町県民税の控除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
23		NHK放送受信料の減免 (半額減免)	△	△					△	△	△	△	△	△	△	△	△				
23		NHK放送受信料の減免 (全額減免)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
25		三重おもいやり駐車場 利用証制度	△	△	△	△			○	○	○	○		○	○		○	○			

1. 障がい者制度と介護保険制度

平成12年4月1日から介護保険制度がスタートしました。
介護保険制度と障がい者制度の適用関係については、次の通りです。

○ 基本的な考え方

- (1) 40歳以上の障がい者は、身体障がい者療護施設等の入所者を除いて、すべての方が介護保険の被保険者になります。
- (2) 65歳以上の障がい者並びに40~64歳の特定疾病の障がい者は、介護保険の対象（以下「介護保険対象者」という）になります。特定疾病とは次の通りです。
- | | |
|----------------------------|-------------------------------|
| ① 筋萎縮性側索硬化症 | ② 後縦靭帯骨化症 |
| ③ 骨折を伴う骨粗鬆症 | ④ 多系統萎縮症 |
| ⑤ 初老期における認知症 | ⑥ 脊髄小脳変性症 |
| ⑦ 脊柱管狭窄症 | ⑧ 早老症 |
| ⑨ 糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 | |
| ⑩ 脳血管疾患 | ⑪ パーキンソン病関連疾患 |
| ⑫ 閉塞性動脈硬化症 | ⑬ 関節リウマチ |
| ⑭ 慢性閉塞性肺疾患 | ⑮ 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |
| ⑯ 末期ガン | |
- (3) 障がい者制度と介護保険制度の共通するサービスは、まず介護保険を優先します。
（両方を重複して受けすることはできません。）
従って、介護保険の対象となる方は、介護保険の要介護認定の申請が必要になります。

○ 在宅福祉サービス

- (1) ホームヘルプサービス（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援）
- 介護保険対象者は、介護保険サービスで実施し、介護保険の対象とならない方（以下「介護保険非対象者」という）は、引き続き障がい者制度で実施します。
 - ガイドヘルプサービスは、引き続き障がい者制度で実施します。
- (2) デイサービス（生活介護）
- 介護保険対象者は、原則として介護保険サービスで実施し、介護保険非対象者は、引き続き障がい者制度のデイサービスで実施します。
 - 身体障害者総合福祉センターのデイサービスは、引き続き介護保険対象者であっても利用できます。
- (3) ショートステイ（短期入所）
- 介護保険対象者は、介護保険サービスで実施し、介護保険非対象者は、引き続き障がい者制度で実施します。

○ 福祉用具の交付等

(1) 補装具

- ・ 車椅子・電動車椅子・歩行器・歩行補助つえは、介護保険対象者は、介護保険の福祉用具として貸与されますが（歩行器・歩行補助つえは購入も可能）、介護保険非対象者は、引き続き障がい者制度で交付されます。ただし、医師や更生相談所が特別な改造を必要と認めた車椅子は、障がい者制度の補装具として交付されます。
- ・ その他の補装具は、引き続き障がい者制度で交付されます。

(2) 日常生活用具

- ・ 介護保険の福祉用具と共に日常生活用具については、介護保険対象者は、介護保険の福祉用具としての貸与・購入になりますが、介護保険非対象者は、引き続き障がい者制度で給付されます。介護保険の福祉用具の貸与・購入品目は、次の通りです。

＜貸与＞ 特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、
移動用リフト（つり具以外）、認知症老人徘徊感知機器、自動排泄処理装置

＜購入＞ 腰掛便座、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフト（つり具）、
自動排泄処理装置の交換部品、排泄予測支援機器

- ※ 固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）と多点杖は、
貸与または購入のどちらかの方法になります。
- ・ その他の日常生活用具は、引き続き障がい者制度で給付されます。

● 窓口

福祉総合支援課 障がい福祉係 (☎ 0596-63-5461 FAX 0596-52-7137)
福祉総合支援課 介護保険係 (☎ 0596-63-5461 FAX 0596-52-7137)

手 帳

2. 身体障害者手帳

身体に障がいのある方に交付される手帳で、障がいの程度により1級から6級までの区分があります。

○ 対象者

永続する一定の障がいのある方

○ 申請に必要な物

- ① 申請書
- ② 各医療機関の指定医師の診断書（所定様式）
- ③ 写真 2枚（縦4cm×横3cm、正面半身、ポラロイドは不可）
- ④ マイナンバーカード又は、本人確認証（運転免許証など）

※ 代理申請の場合は、①本人のマイナンバーカード（写しても可）②代理人の本人確認証

○ 申請方法

- ① 福祉総合支援課 障がい福祉係で申請書類（申請書・診断書）を受け取ります。
- ② 各医療機関の指定医に診断書の作成を依頼します。
- ③ 申請に必要な物を持って、福祉総合支援課 障がい福祉係で申請します。
- ④ 申請から約1ヶ月経過した後、交付（却下）の通知が自宅へ届きます。
- ⑤ ④の通知に記載されている物を持って、福祉総合支援課 障がい福祉係で手帳を受け取ります。

● 窓口 福祉総合支援課 障がい福祉係 (☎ 0596-63-5461 FAX 0596-52-7137)

3. 療育手帳

知的発達に障がいのある方に交付される手帳で、障がいの程度によりA1（最重度）・A2（重度）・B1（中度）・B2（軽度）の区分があります。

○ 対象者

児童相談所（18歳未満）または三重県障害者相談支援センター（18歳以上）において、
知的障がいと判定された方

○ 申請に必要な物

- ① 申請書
- ② 写真 1枚（縦4cm×横3cm、正面半身、ポラロイドは不可）
- ③ マイナンバーカード又は、本人確認証（運転免許証など）

※ 代理申請の場合は、①本人のマイナンバーカード（写しても可）②代理人の本人確認証

○ 申請方法

- ① 18歳未満の方の判定はこども課 母子支援係へ
18歳以上の方の判定は福祉総合支援課 まるごと相談支援係に相談します。
- ② 児童相談所または三重県障害者相談支援センターの判定を受けます。
- ③ 申請に必要な物を持って、福祉総合支援課 障がい福祉係で申請します。
- ④ 申請から約1ヶ月経過した後、交付（却下）の通知が自宅へ届きます。
- ⑤ ④の通知に記載されている物を持って、福祉総合支援課 障がい福祉係で手帳を受け取ります。

● 窓口 福祉総合支援課 障がい福祉係 (☎ 0596-63-5461 FAX 0596-52-7137)

4. 精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいがある方に交付される手帳で、障がいの程度により1級から3級までの区分があります。

○ 対象者

精神障がいがあるために、長期にわたり日常生活への制約がある方

○ 申請に必要な物

- ① 申請書
- ② 所定の医師の診断書または、障害年金証書写し等、及び同意書
- ③ 写真 1枚（縦4cm×横3cm、正面上半身、ポラロイドは不可） ※写真は任意です。
- ④ マイナンバーカード又は、本人確認証(運転免許証など)

※ 代理申請の場合は、①本人のマイナンバーカード(写しても可) ②代理人の本人確認証

○ 手帳の有効期限

手帳の有効期限は2年です。更新は、有効期限の3ヶ月前から行うことができます。

有効期限1ヶ月前を迎えた時点で未更新の方には、役場から更新案内を行います。

○ 申請方法

ア. 診断書の場合

- ① 福祉総合支援課 障がい福祉係で、申請書類を受け取ります。
(書類を設置している医療機関もあります。)
- ② 医療機関の医師に診断書の作成を依頼します。
- ③ 申請に必要な物を持ち、福祉総合支援課 障がい福祉係へ申請します。
- ④ 申請から約1～2ヶ月経過した後、交付（却下）の通知が自宅に届きます。
- ⑤ ④の通知に記載されている物を持って、福祉総合支援課 障がい福祉係で手帳を受け取ります。

イ. 年金書類等での場合

- ① 申請に必要な物を持ち、福祉総合支援課 障がい福祉係へ申請します。
- ② 申請から約2～3ヶ月経過した後、交付（却下）の通知が自宅へ届きます。
- ③ ②の通知に記載されている物を持って、福祉総合支援課 障がい福祉係で手帳を受け取ります。
※年金証書での申請の場合は診断書より交付までに時間がかかることがあります。

● 窓口

福祉総合支援課 障がい福祉係 (☎ 0596-63-5461 FAX 0596-52-7137)

《 手帳をお持ちの方への留意事項 》

- ① 町外へ転出のとき・・・・・・転出先の福祉事務所等へ届け出てください。
- ② 町内での住所変更のとき・・・福祉総合支援課 障がい福祉係へ届け出てください。
- ③ 氏名等記載事項が変更のとき・・・・・//
- ④ 手帳を破損・紛失したとき・・・//
- ⑤ 障がい程度が変わったとき・・・//
- ⑥ 死亡されたとき・・・・・・・//

医療

5. 障がい者医療費の助成

心身に障がいがある方に、病院等で支払った医療費の自己負担金を助成する制度です。

○ 対象者（次の全てに該当）

- ① 町内に住所があり、国民健康保険または、社会保険に加入している方
- ② 身体障害者手帳1～4級の方、療育手帳A1最重度・A2重度・B1中度・B2軽度の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方（通院分のみ）
精神障害者保健福祉手帳2級の方（通院分の1/2）

○ 注意事項 世帯の所得状況による制限があります。

○ 助成額 病院等で支払った医療費（保険適用範囲）の全額を助成します。

ただし、精神障害者保健福祉手帳1級の方は通院分のみ、2級の方は通院分の1/2の助成となります。

○ 必要な物 ① 各種手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）

- ② 健康保険証等の写し ③ 対象者名義の銀行預金通帳等
- ④ マイナンバーカード又は、本人確認証（運転免許証など）

※ 代理申請の場合は、①本人のマイナンバーカード（写しでも可）②代理人の本人確認証
③委任状（別世帯の場合）

● 窓口 福祉総合支援課 福祉総務係（☎ 0596-52-7115 FAX 0596-52-7137）

6. 更生医療の支給（自立支援医療費）

身体に障がいがある方に、指定医療機関における医療費の支給をします。

認定されると、医療費の自己負担分が10%（月額上限設定あり）となります。

○ 対象者 身体障害者手帳をお持ちの方で、確実な治療効果が期待できる方

（例として、人工透析、じん移植、肝臓移植、人工関節置換術など）

※詳しくは、指定医療機関へお問い合わせください。

○ 必要な物 ① 医師の診断書及び意見書 ② 健康保険証等の写し

- ③ マイナンバーカード又は、本人確認証（運転免許証など）

※ 代理申請の場合は、①本人のマイナンバーカード（写しでも可）②代理人の本人確認証

● 窓口 福祉総合支援課 障がい福祉係（☎ 0596-63-5461 FAX 0596-52-7137）

7. 育成医療の支給（自立支援医療費）

18歳未満の身体に障がいがある児童に対して、治療（特に手術）を行う場合に指定医療機関における医療費の支給をします。認定されると、医療費の自己負担分が10%（月額上限設定あり）となります。

○ 対象者 障がいや病気により、将来障がいを残すおそれのある18歳未満の児童

○ 必要な物 ① 医師の診断書及び意見書 ② 健康保険証等の写し

- ③ マイナンバーカード又は、本人確認証（運転免許証など）

※ 代理申請の場合は、①本人のマイナンバーカード（写しでも可）②代理人の本人確認証

● 窓口 福祉総合支援課 障がい福祉係（☎ 0596-63-5461 FAX 0596-52-7137）

8. 精神通院医療費の支給（自立支援医療費）

精神的な病気を指定医療機関の外来等で治療している方に対し、認定されると医療費の自己負担分が10%（月額上限設定あり）となります。

○ 対象者（次の全てに該当）

- ① 精神的な病気等がある方
- ② 外来通院または、訪問看護・主病院以外のデイケア・院外処方（薬局）を受けている方

○ 必要な物

- ① 医師の診断書及び意見書（更新の方で不要になる方もみえます）
- ② 健康保険証等の写し

③ マイナンバーカード又は、本人確認証（運転免許証など）

※ 代理申請の場合は、①本人のマイナンバーカード（写しでも可）②代理人の本人確認証

○ 注意事項

有効期限は、決定日から1年。継続手続きは、有効期限の3ヶ月前から行うことができます。

● 窓口

福祉総合支援課 障がい福祉係（☎ 0596-63-5461 FAX 0596-52-7137）

9. 後期高齢者医療制度

75歳以上の方または65歳以上で、重度の障がいのある方が加入する医療（保険）制度です。

課税所得が一定額以下の方の場合は、医療機関の窓口での自己負担が1割となります。

※75歳以上の方は、生活保護を受けている方以外は全員加入することになりますが、65～74歳で障がいのある方（下記の対象者の方）の加入は任意です。後期高齢者医療制度に加入する場合は、現在加入の医療保険を脱退することになり、後期高齢者医療制度での保険料を負担いただくことになります。

○ 対象者（次のいずれかに該当）

- ① 身体障害者手帳1～3級、4級の一部の方
- ② 療育手帳A（1最重度・2重度）の方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方
- ④ 障害年金の1級および2級の方

○ 必要な物

マイナンバーカード又は、個人番号通知カード+本人確認証（運転免許証など）

※ 代理申請の場合は、①本人のマイナンバーカード（写しでも可）、又は個人番号通知カード
②委任状（本人の健康保険証等（原本）でも可）③代理人の本人確認証

● 窓口

住民ほけん課 保険年金係（☎ 0596-52-7116 FAX 0596-52-7137）

10. 指定難病患者への医療費助成制度

国が指定する指定難病について、療養生活の質の維持向上を図り、良質かつ適切な医療の確保のため、治療に係る費用を公費負担することで患者の負担を軽減することを目的としています。

○ 対象者 三重県に住民票を有しており、指定難病と診断された方（厚生労働大臣が定める診断基準を満たす方）のうち、次のいずれかを満たしている方

- ① 厚生労働大臣が定める重症度分類基準を満たす方
- ② 指定難病における治療において、申請のあった月以前の12か月以内に医療費が33,330円を超える月数が既に3か月以上ある方（軽症高額該当）。

※ 上記に該当するかどうかは、主治医にご相談ください。

● 窓口

松阪保健所（☎ 0598-50-0532 FAX 0598-50-0621）

11. 小児慢性特定疾病医療費助成

小児慢性特定疾病にかかる高額な医療費の負担を軽減するため、医療費の助成を行っています。

○ **対象者** 県内の18歳未満（ただし、18歳の時点で制度の対象になっており、かつ、18歳以降も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満）の児童等

○ **対象となる疾患**

次の16疾患群に属する788疾病です。 [令和3年11月1日現在]

- | | | | | |
|----------|-----------|---------------------|---------|---------|
| ① 悪性新生物 | ② 慢性腎疾患 | ③ 慢性呼吸器疾患 | ④ 慢性心疾患 | ⑤ 内分泌疾患 |
| ⑥ 膜原病 | ⑦ 糖尿病 | ⑧ 先天性代謝異常 | ⑨ 血液疾患 | ⑩ 免疫疾患 |
| ⑪ 神経・筋疾患 | ⑫ 慢性消化器疾患 | ⑬ 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 | | ⑭ 皮膚疾患 |
| ⑮ 骨系統疾患 | ⑯ 脈管系疾患 | | | |

※ 各疾病ごとに状態の程度（対象基準）が定められています。主治医と相談のうえ、保健所へ申請してください。

● **窓口** 松阪保健所（☎ 0598-50-0532 FAX 0598-50-0621）



医療機関で1ヶ月に支払った窓口負担額が自己負担限度額を超えた場合、「限度額適用認定証」を窓口で提示すると、自己負担限度額までになります。条件などがありますので、詳しくは、各加入健康保険にお問い合わせください。

年金・手当・給付等

12. 障害基礎年金

病気やケガで障がいがあり、日常生活が困難な方に支給される年金です。

○ 対象者（次の全てに該当）

- ① 障がいの原因となった病気・ケガについての初診日に、国民年金に加入しており、一定の保険料納付要件を満たしている方。

※20歳以前に初診のある方も、20歳に達した時点で申請が可能です。

- ② 障がい認定日（原則として初診日から1年半後）又はそれ以降、65歳までに国民年金法で定める1～2級の障がいに至った方。

○ 年金額（年額） 1級 1,039,625円 2級 831,700円

○ 注意事項 他の公的年金や本人の所得などによる制限があります。

（20歳以前に初診のある方など）

● 窓口 住民ほけん課 保険年金係 （☎ 0596-52-7116 FAX 0596-52-7137）

13. 障害厚生年金

病気やケガで障がいがあり、日常生活が困難な方に支給される年金です。

○ 対象者（次の全てに該当）

- ① 厚生年金加入中に初診日があり、一定の保険料納付要件を満たしている方。

- ② 障がい認定日またはそれ以降、65歳までに厚生年金法で定める1～3級の障がいに至った方。

※その他具体的なことは、直接窓口へご相談ください。

● 窓口 日本年金機構 松阪市宮町 17-3 （☎ 0598-51-5115 FAX 0598-52-1611）

14. 特別障害給付金制度

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給されていない障がいのある方を対象とした福祉的措置としての制度です。（平成17年4月から）

○ 対象者

次の①又は②の国民年金の任意加入対象期間で、任意加入されていなかった期間に初診日があり、65歳までに障害基礎年金1級、又は2級相当の障がいに該当する方。

- ① 平成3年3月以前の任意加入対象であった学生の方

- ② 昭和61年3月以前の任意加入対象であった被用者年金（厚生年金・共済組合等）加入者の配偶者

○ 支給年額

障害基礎年金 1級に該当する方・・・月額 56,850円

2級に該当する方・・・月額 45,480円

※特別障害給付金の月額は、前年の消費者物価指数の上昇下降に合わせて
毎年度自動的に見直しされます。

○ 注意事項 他の公的年金や本人の所得などによる制限があります。

● 窓口 日本年金機構 松阪市宮町 17-3 （☎ 0598-51-5115 FAX 0598-52-1611）

15. 三重県心身障害者扶養共済

共済制度の加入者(=保護者)が死亡または重度の障がいを持った時、扶養していた障がいのある方に対して、毎月1口当たり2万円が支給されます。

○ 対象者(次のいずれかに該当)

- ① 身体障害者手帳1～3級の方または、同程度の方
- ② 知的障がいのある方
- ③ 精神または身体に永続した障がいがあり、①・②と同程度の方

○ 加入者 ① 三重県内に居住する65歳未満の方

- ② 特別の疾病や障がいのない方

○ 掛金額 加入時の加入者の年齢により異なります。2口まで加入できます。 ※所得状況に応じて掛金の助成があります。

○ 必要な物 ① 住民票の写し

- ② 障害証明書(身体障害者手帳・療育手帳及び年金証書等)
- ③ 印鑑

● 窓口 福祉総合支援課 障がい福祉係 (☎ 0596-63-5461 FAX 0596-52-7137) 三重県子ども・福祉部 障がい福祉課(☎ 059-224-2274 FAX 059-228-2085)

16. 生活福祉資金の貸付

低所得世帯(生活保護基準以上で、手帳をお持ちの方はその基準の3倍以下)に属する障がいのある方が、安定した生活を営むための資金を低利で貸し付けています。65歳までの方が対象です。

福祉資金		貸付内容			
資金用途	説明	限度額	据置	償還	利子
小規模住宅改修費	小規模な住居棟の改修・設備に関する費用	50万円	最終貸付から6か月以内	3年以内	無利子 保証人を 確保でき なければ 1.5% (例外あり)
住宅改修費	住宅の増改築、拡張、補修、保全のために必要な経費	250万円		7年以内	
障がい者等福祉用具購入費	障がい者または高齢者が日常生活の便宜を図るために高額な福祉用具(装具、義手、義足、サポーター等)の購入に必要な経費	170万円		8年以内	
障がい者自動車購入費	障がい者自ら、もしくは生計を同一にする方が、障がい者のために運転をする自動車の購入、車検、修理、障がいに応じた改造等の費用	250万円		8年以内	
介護等費	介護サービスまたは障害者総合支援法の対象となる障がい福祉サービス、自立支援医療を受けるための必要な経費	170万円		5年以内	

※この他、教育支援資金、総合支援資金、不動産担保型生活資金などがあります。

※貸付にはいくつか条件があります。詳しくはお問い合わせください。

● 窓口 明和町社会福祉協議会 (☎ 0596-52-7056 FAX 0596-52-7057)

17. 障害者（児）手当

重度の障がいがある方（児）や、障がいがある児童の扶養義務者に対して支給される手当です。

区分	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当
対象者	<p>重度の重複障がいのため常時特別な介護が必要な在宅の20歳以上の方</p> <p>① 身体障害者手帳1級程度の障がいが重複している方 ② おおむね療育手帳A1を持つ重複障がいがある方 ③ 重度の精神障がいをお持ちの方</p> <p>※手帳がなくても可 ※あくまでも目安です。障がいの種類ごとに、診断書が必要です。</p>	<p>重度の障がいのため常時介護が必要な在宅の20歳未満の児童</p> <p>① おおむね身体障害者手帳1級程度の児童の方 ② おおむね知能指数IQ20以下児童の方 ③ 重度の精神障がいをお持ちの児童の方</p> <p>※手帳がなくても可 ※あくまでも目安です。障がいの種類ごとに、診断書が必要です。</p>	<p>20歳未満の障がい児を自宅で療育している父母または扶養義務者</p> <p>① おおむね身体障害者手帳1～4級程度の児童の方 ② 療育手帳A・B1(中度)程度の児童の方</p> <p>※手帳がなくても可 ※あくまでも目安です。</p>
支給制限	<p>① 施設へ入所の時 ② 病院等へ3ヶ月以上入院している時</p>	<p>① 施設へ入所の時 ② 児童が障がいの公的年金を受給している時</p>	<p>① 施設へ入所の時 ② 児童が障がいの公的年金を受給している時</p>
所得制限	あり	あり	あり
認定請求時に必要な物	<p>① 所定の診断書 ② 身体障害者手帳または療育手帳 ③ 本人名義の通帳 ④ 年金額がわかるもの（年金が振り込まれる通帳、年金証書、恩給証書） ⑤ 認印 ⑥ マイナンバーカード又は本人確認証（運転免許証等）</p> <p>※ 代理申請の場合は、 ①本人のマイナンバーカード（写しでも可）②代理人の本人確認証</p>	<p>① 所定の診断書または療育手帳 ② 本人名義の通帳 ③ 認印 ④ マイナンバーカード又は本人確認証（運転免許証等）</p> <p>※ 代理申請の場合は、 ①本人のマイナンバーカード（写しでも可）②代理人の本人確認証</p>	<p>① 戸籍謄本 ② 所定の診断書、または障がいの程度により身体障害者手帳または療育手帳 (①②は、1ヶ月前～受付日までのもの。書類が全て揃った時点で受付となります。)</p> <p>③ 認定請求者名義の通帳 ④ マイナンバーカード又は本人確認証（運転免許証など）</p> <p>※ 代理申請の場合は、 ①本人のマイナンバーカード（写しでも可）②代理人の本人確認証</p>
支給月額	29,590円	16,100円	<p>1級 56,800円 2級 37,830円</p>

○ **注意事項** 認定された場合、支給が開始されるのは受付日の属する月の翌月からとなります。

● **窓口** 特別障害者手当・障害児福祉手当 福祉総合支援課 障がい福祉係

（☎ 0596-63-5461 FAX 0596-52-7137）

こども課 こども政策係

（☎ 0596-52-7123 FAX 0596-52-7137）

特別児童扶養手当

給付

18. 日常生活用具の給付

重度の障がいがある方に、日常生活を容易にするための用具類を給付します。用具は耐用年数がありますので、故障した方はご相談ください。

○ 対象者（いずれかに該当）

- ① 身体障害者手帳または、療育手帳をお持ちの方
- ② 難病患者等（☆がついているものが対象種目です。※給付対象の該当となるか詳しくは窓口にお問い合わせください。）
- ③ ※印の用具は、介護保険対象者以外の方（介護保険対象者は、福祉用具の貸与・購入があります。）

○ 費用

- ・原則として1割負担になります。ただし町民税非課税世帯の方は、自己負担はありません。
- ・本人又は世帯員のうち町民税所得割の最多納税者の納税額が46万以上の場合、支給対象外となります。

○ 必要な物 ① 身体障害者手帳 ② 判定記録または意見書等 ③ 見積書

○ 手続き 申請内容により提出書類が異なります。業者に注文される前に必ず窓口にご相談ください。

《日常生活用具一覧表》

(令和4年7月 現在)

種 目	対象者				
	単価	耐用年数	対象年齢	障がい部位	等級
特殊寝台 ※ ☆	154,000 円	8 年	学齢児以上	下肢・体幹	2 級以上
特殊マット ※ ☆	19,600 円	5 年	3 歳以上	下肢、体幹（常時介護）	1 級
				知的障がい	A2以上
特殊尿器 ※ ☆	67,000 円	5 年	学齢児以上	下肢、体幹（要介護者）	1 級
入浴担架	82,400 円	5 年	3 歳以上	下肢、体幹（要介助者）	2 級以上
体位変換器 ※ ☆	15,000 円	5 年	学齢児以上	下肢、体幹（要介助者）	2 級以上
移動用リフト ※ ☆	159,000 円	4 年	3 歳以上	下肢、体幹	2 級以上
浴槽（湯沸器を含む） ※	91,000 円	8 年	学齢児以上	下肢、体幹	2 級以上
入浴補助用具 ※ ☆	90,000 円	8 年	3 歳以上	下肢、体幹（要介助者）	
便器	4,450 円	8 年	学齢児以上	下肢、体幹	2 級以上
便器（手すり付） ※ ☆	5,400 円				
T 字杖、棒状の杖 ※	3,000 円	4 年	3 歳以上	平衡、下肢、 体幹機能障がい	
移動、移乗支援用具 ※ ☆	60,000 円	8 年	3 歳以上	平衡、下肢、 体幹（要介護者）	
頭部保護帽 (オーダーメイド)	15,200 円	3 年		平衡、下肢、体幹、 知的、精神障がい者	
スポンジ、革主材 (既製品)	12,160 円				
頭部保護帽 (オーダーメイド)	36,750 円				
スポンジ、革主材、プラスチック主材 (既製品)	29,400 円				
特殊便器 ☆	151,200 円	8 年	学齢児以上	上肢	2 級以上
				知的障がい	A2以上
火災警報器	15,500 円	8 年		身体障がい	2 級以上
				知的障がい	A2以上

自動消火器 ☆	28,700 円	8 年		身体障がい	2 級以上
				知的障がい	A2以上
電磁調理器	41,000 円	6 年	18 歳以上	視覚(盲人のみの世帯、 これに準ずる世帯)	2 級以上
				知的障がい	A2以上
歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000 円	10 年	学齢児以上	視覚	2 級以上
聴覚障がい者用屋内信号装置	87,400 円	10 年	18 歳以上	聴覚(聴覚障がいのみの世 帯、これに準ずる世帯)	2 級以上
透析液加温器	51,500 円	5 年	3 歳以上	腎臓透析療法者 じん臓機能障がい	3 級以上
ネブライザー(吸入器) ☆	36,000 円	5 年	3 歳以上	呼吸器機能障がい	3 級以上
				医師の意見書により上記と同等な方	
電気式たん吸引器 ☆	56,400 円	5 年	3 歳以上	呼吸器機能障がい	3 級以上
				医師の意見書により上記と同等な方	
酸素ボンベ運搬車	17,000 円	10 年	18 歳以上	在宅酸素療法者	
発動発電機又は人工呼吸器用外部バッテリー (充電器及びインバーターを含む)	150,000 円	6 年		呼吸機能障がい 1 級 医師の意見書により上記と同様な方 人工呼吸器、吸引器等使用者	
視覚障がい者用体温計 (音声式)	9,000 円	5 年	学齢児以上	視覚(視覚障がい者のみの 世帯、これに準じる世帯)	2 級以上
視覚障がい者用体重計	18,000 円	5 年	学齢児以上	視覚(視覚障がい者のみの 世帯、これに準ずる世帯)	2 級以上
携帯用会話補助装置	98,800 円	5 年	学齢児以上	音声言語機能障がい、肢体 不自由で発声・発語障がい	
パーソナルコンピューター	100,000 円	6 年	学齢児以上	上肢、上肢・言語重複	2 級以上
情報・通信支援用具	150,000 円	5 年	学齢児以上	視覚、上肢	2 級以上
視覚障がい者用情報受信装置	29,000 円	6 年	学齢児以上	視覚	2 級以上
点字ディスプレイ	383,500 円	6 年	18 歳以上	聴覚・視覚重複	2 級以上
点字器	10,400 円	7 年	学齢児以上	視覚	2 級以上
点字タイプライター	63,100 円	5 年	学齢児以上	視覚	2 級以上
視覚障がい者用 録音再生 ホーリングコーダー - 再生専用	87,550 円 36,050 円	6 年	学齢児以上	視覚	2 級以上
視覚障がい者用活字文書読み上げ装置	99,800 円	6 年	学齢児以上	視覚	2 級以上
眼鏡装着型文書読み上げ装置	150,000 円	4 年	学齢児以上	視覚	2 級以上
視覚障がい者用拡大読書器	198,000 円	8 年	学齢児以上	視覚(本装置により読み 書きが可能になる方)	
視覚障がい者用時計 觸読式 音読式	10,300 円 13,300 円	10 年	18 歳以上	視覚	2 級以上
暗所視支援眼鏡 ☆	200,000 円	4 年	学齢児以上	網膜色素変性症等によ る夜盲症等を有する視 覚障がい者又は難病患 者(医師意見書が必要)	

聴覚障がい者用情報受信装置	88,900 円	6 年	3 歳以上	聴覚	
聴覚障がい者用通信装置 FAX	71,000 円 35,000 円	5 年	学齢児以上	聴覚 著しい発声・発語障がい	
人工喉頭 電動式 笛式 ※気管カニューレ付は 3,100 円増し	70,100 円 5,000 円	5 年		喉頭摘出した音声機能 障がい	
点字図書	本代の実費相当分			視覚	
ストマ装具 消化器系 月額 尿路系 月額	9,000 円 12,000 円		3 歳以上	ストマ造設者	
収尿器（紙オムツ） 月額	12,000 円		3 歳以上	高度の排便・排尿機能障がいのある全身性障がい者等	
収尿器	8,500 円	1 年	3 歳以上	高度の排尿機能障がい者	
居宅生活動作補助用具 ☆	200,000 円		学齢児以上	下肢・体幹 移動機能障がい	3 級以上
動脈血中酸素飽和度測定器 ☆ (パルスオキシメーター)	157,500 円	5 年		呼吸機能障がい・人工呼吸器 装着者、在宅酸素療法者・ 医師の意見者により上記と 同等な方	
音声色彩判別装置	47,000 円	10 年	学齢児以上	視野障害を除く視覚障がい	2 級以上
訓練用椅子	33,100 円	5 年	学齢児以上	下肢又は体幹機能障がい	2 級以上
訓練用ベッド ☆	159,200 円	8 年	学齢児以上	下肢又は体幹機能障がい	2 級以上

- オンライン申請 ストマ用装具と紙オムツの継続申請（2回目以降）のみ、オンライン申請が可能です。
販売業者が作成した見積書をご用意の上、ご申請ください。

QR コードを読み込んでご申請ください。



ストマ用装具

紙オムツ

- 注意事項 詳細については窓口等でご確認ください。

- ① 特殊便器・手すり・スロープ・引き戸等、小規模な取付工事を伴うものは、
住宅改修費としての助成（限度額 20 万円、原則として 1 回限り）になります。
住宅改修費の対象者としては、介護保険対象以外の下肢、体幹又は乳幼児期以前の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がい）の 3 級以上の者で、特殊便器の取替えは上肢 2 級以上の者とします。改修は、現在居住している住宅に限ります。また、工事着工前に書類の提出が必要ですので、業者に注文される前に窓口へご相談ください。
- ② 脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢または体幹機能障がいに準じます。
- ③ 聴覚障がい者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚まし時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含みます。

- 窓口 福祉総合支援課 障がい福祉係 (☎ 0596-63-5461 FAX 0596-52-7137)

19. 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている児童等に対し、日常生活の便宜を図るため市町村において特殊寝台等の日常生活用具を給付します。

○ 対象者

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちで、対象となる種目毎の対象者欄の要件に該当する方

○ 手続きに必要なもの（購入前に申請が必要です）

- ① 小児慢性特定疾病医療費受給者証
- ② 医師の意見書（他の制度において、すでに提出した診断書等により明らかな場合を除きます。）
- ③ 販売業者が作成した見積書及びカタログ

○ 費用

世帯の課税状況により一部又は全額自己負担となる場合があります。

《日常生活用具一覧表》

種目	対象児童
便器	常時介助を必要とする児童
特殊マット	寝たきりの状態にある児童
特殊便器	上肢障がいのある児童
特殊寝台	寝たきりの状態にある児童
歩行支援用具	下肢が不自由な児童
入浴補助用具	入浴に介助を要する児童
特殊尿器	自力で排尿できない児童
体位変換器	寝たきり状態にあり児童
車椅子	下肢が不自由な児童
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する児童
電気式たん吸引器	呼吸器障がいのある児童
クールベスト	体温調節が著しく難しい児童
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠け、がんや神経障がいを起こすことのある児童
ネブライザー（吸入器）	呼吸器障害のある児童
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な児童
ストマ（消化器系）	人工肛門を造設した児童
ストマ（尿路系）	人工膀胱を造設した児童
人工鼻	人工呼吸器装着又は気管切開が必要な児童

※ 障害者手帳の交付を受けている場合は、「18. 日常生活用具の給付」、「20. 補装具費の給付」が優先されます。

20. 補装具の交付・修理

身体に障がいがある方に、障がいを軽減するための補装具を給付・修理します。

○ 対象者（次の全てに該当）

① 身体障害者手帳の補装具の障がい区分に該当する方・難病患者等

（※詳しくは窓口でお問い合わせください。）

② 補装具の交付・修理が必要な方

○ 費用 原則として1割負担になります。ただし、町民税非課税世帯の方の場合、自己負担はありません。

○ 必要な物 ① 身体障害者手帳 ② 判定記録または意見書等 ③ 見積書

○ 手続き 申請内容により提出書類が異なりますので、業者に注文する前に窓口へご相談ください。

補装具 一覧表	障がい区分	補装具名
	視覚障がい	視覚障がい者安全つえ、義眼、眼鏡
	聴覚障がい	補聴器
	肢体不自由	義肢、装具、車椅子（電動車椅子）、歩行器、歩行補助つえ 等
	両下肢機能全廃	重度障がい者用意思伝達装置
	言語機能喪失	

- 注意事項 介護保険対象者の場合、車椅子（電動車椅子）、歩行器、歩行補助つえは
介護保険制度による福祉用具の貸与（歩行器、歩行補助つえは購入も可能）を利用していただけ
ます。
- 窓口 福祉総合支援課 障がい福祉係 （☎ 0596-63-5461 FAX 0596-52-7137）

障害福祉サービス等

2.1. 障害福祉サービス・障害児通所支援

障害福祉サービスには、障害者総合支援法で定める介護給付と訓練等給付の2つのサービスがあります。また、これ以外のサービスとして、町が行う地域生活支援事業のサービスがあります。また障害児通所支援は、児童福祉法で定める障害児通所給付のサービスがあります。

障害者総合支援法及び児童福祉法では、利用者が利用したいサービスを選び、町に相談、障害福祉サービス支給の申請をします。町は聴き取り調査等を行い、サービス支給の必要性があると認めた場合に、サービス支給の決定をします。なお、申請内容によっては、申請後、利用計画書を相談事業所で作成してもらい、町へ提出してもらう必要があります。

利用者は支給決定を受け、受給者証を交付されたらサービス提供事業者・施設と直接契約を結び、サービスを受けることになります。

対象者等の詳細は、窓口までお問い合わせください。

※平成25年4月から難病患者の方も利用対象者となりました。こちらも詳しくは窓口でお問い合わせください。

《障害福祉サービス一覧表》（※障がいと介護で同様のサービスがある場合は、介護保険が優先になります。）

種類	内容	給付区分
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、食事、入浴、排泄の介護等を行います。	介護給付
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で、常に介護を必要とする人に、自宅で食事、入浴、排泄の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	
同行援護	視覚障がいのある人が移動や外出をする時に、視覚的情報の支援、移動の支援、排泄・食事等の介護など、必要な支援を行います。	
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。	
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。	
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、食事、入浴、排泄の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供します。	
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、食事、入浴、排泄の介護等を行います。	
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	訓練等給付
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、食事、入浴、排泄の介護等を行います。	

種類	内容	給付区分
日中一時支援	創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、日中における活動の場を確保し、家族等の就労支援及び障がい児（者）を日常的に介護している家族の一時的な休息等の便宜を供与します。	支 援 事 業 地 域 生 活
移動支援	円滑に外出ができるよう、移動を支援します。	
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。	
訪問入浴	居宅で入浴することが困難な重度の身体障がい者に対して、移動入浴車で訪問し入浴を支援します。	

《障害児通所支援一覧表》

種類	内容
児童発達支援	未就学児の障がい児へ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障がい児に、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学児の障がい児へ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。

● 窓口

福祉総合支援課 まるごと相談支援係 (☎ 0596-52-7115 FAX 0596-52-7137)

明和町障がい者生活支援センター「♪ここ♪」 (☎ 0596-52-7127 FAX 0596-52-7128)

福祉総合支援課 障がい福祉係 (☎ 0596-63-5461 FAX 0596-52-7137)

助成・割引・減免・その他のサービス等

22. 自動車運転免許取得費の助成

身体障がいのある方が、自動車教習所等において普通運転免許を取得した際に要した費用の一部を助成します。

○ 対象者 (次の全てに該当)

- ① 身体障害者手帳1～4級をお持ちの方
- ② 経済的な理由で普通免許の取得が困難な方

○ 注意事項 定められた所得額以下の世帯の方。免許取得後1年以内の申請に限ります。

○ 助成額 免許取得に要した費用の3分の2以内の額とし、その額が10万円を超える場合は10万円を限度とします。

● 窓口 福祉総合支援課 障がい福祉係 (☎ 0596-63-5461 FAX 0596-52-7137)

23. 自動車改造費の助成

運転免許を所持している身体に障がいのある方が、就労等に伴い、自ら所有の自動車を運転しやすくするために改造する場合、改造費の一部を助成します。

○ 対象者 (次の全てに該当)

- ① 身体障害者手帳をお持ちの方
- ② 上肢・下肢または体幹機能障がいの方
- ③ 普通自動車の免許取得の方

○ 注意事項 定められた所得額以下の世帯の方。

改造部分は、自動車の操向装置・駆動装置等であり、改定後に改造を行い、改造終了後の写真が提出できること。また、自動車運転免許証の条件等に記載されていること。

○ 必要な物 ① 手帳 ② 費用見積書 ③ 免許証 ④ 印鑑
⑤ 本人名義の車検証 ⑥ 改造前・後の写真(改造部位)
⑦ 収入のわかる年金額等の証明書類 ⑧ 振込み先の口座

○ 助成額 限度額10万円以内

● 窓口 福祉総合支援課 障がい福祉係 (☎ 0596-63-5461 FAX 0596-52-7137)

24. タクシー料金の割引

手帳を持つ方がタクシーを利用された時、手帳を提示すると料金の割引が受けられます。

○ 対象者 身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方

○ 割引率 利用料金の10%

● 問合せ先 各タクシー会社

25. タクシー料金の助成

重度の障がいのある方が、通院や買い物等のためにタクシーを利用する場合、タクシー料金の一部が助成されます。

○ 対象者（次の全てに該当）

- ① 身体障害者手帳の肢体不自由・視覚障がいの1～2級または、内部障がいの1級及び、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳A1・A2・B1・B2の方
- ② 非課税世帯（同一住所、同一敷地内に居住する世帯を含む）
- ③ 自動車税等の減免を受けていない方
- ④ 施設等に入所していない方（障がい者グループホームは対象とする）

○ 注意事項 指定のタクシー会社以外は利用できません。

○ 助成額 1乗車に付き4枚までとする。

1枚600円で年間（7月～6月）48枚交付。※ただし、申請月により異なります。

○ 必要な物 手帳

● 窓口 福祉総合支援課 福祉総務係（☎ 0596-52-7115 FAX 0596-52-7137）

26. 有料道路通行料の割引

通勤・通学・通院等の日常生活において、有料道路を利用する障がいのある方に対して、有料道路の通行料が割引（ETC可能）されます。

○ 対象者（次のいずれかに該当）

- ① 身体障害者手帳をお持ちの方（ただし、2種の方は自己運転に限る）
- ② 身体障害者手帳の第1種または療育手帳Aをお持ちの方で、日常的に介護を受けている方

○ 注意事項 登録は1台のみ。（レンタカー、社会福祉協議会等の貸出車両、車検・修理時の代車及び友人等が所有する自家用乗用車等の利用も可能となります。）

※登録車以外でのETCの利用は出来ない為、一般レンートにて料金の支払いとなります。事前登録は必要ありません。

- ・有効期限は、登録後2回目の誕生日まで。
- ・更新の際は、有効期限の2ヶ月前から行うことができます。

○ 割引率 半額

○ 必要な物 ① 手帳

② 車検証 ※車の名義→対象の障がい者又はその親族等の名義

※ローンやリース以外の法人名義は対象外

③ 運転免許証（自ら運転する方のみ）

※ETC登録する場合は、①～③以外で

④ ETCカード（障がい者本人名義）

⑤ ETC車載器セットアップ申込書等管理番号がわかる書類

○ オンライン申請 必要な書類やご利用までの流れ等の詳細については、以下のURLからご確認ください。本人確認のため、マイナンバーカード及びマイナポータルへの登録が必要になります。

→<https://www.expressway-discount.jp>

有料道路 障害者割引 オンライン申請	検索
--------------------	----



● 窓口 福祉総合支援課 障がい福祉係（☎ 0596-63-5461 FAX 0596-52-7137）

27. 明和町町民バスの無料制度

乗車時に、手帳かバスカードを提示すると、明和町町民バスの運賃が無料となります。

※バスカードは防災安全課窓口で発行しています。携帯に便利なバスカードをご利用ください。

○ 対象者（次のいずれかに該当）

- ① 身体障害者手帳をお持ちの方
- ② 療育手帳をお持ちの方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

● 窓口 防災安全課 地域政策・安全係 (☎ 0596-52-7110 FAX 0596-52-7133)

28. 乗り合い送迎サービス（チョイソコめいひめ）

チョイソコは、指定停留所で乗降する乗り合い送迎サービスです。お近くの停留所から希望の時間に希望の停留所へ出かけることができます。

○ 会員対象者（次の全てに該当）

- ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ② 本人または保護者もしくは介護者の補助により、チョイソコセンターへの連絡ができる方
- ③ 本人または保護者もしくは介護者の補助により、停留所への移動および車両への乗降ができる方

○ 運賃 300円（税込）／回

○ 運行日時 月曜日～金曜日 8:30～17:00

○ 注意事項

- ① 会員登録を行い、会員証が手元に届いた時点で利用できます。（登録は無料です。）
- ② 乗車予約受付は月曜日～金曜日の8:15～17:00で、利用日の1週間前から予約可能です。
インターネットであれば24時間受付可能です。
- ③ 乗り合いのため、他の利用者の乗車予約状況・乗降都合・交通事情により、予定より到着が前後する場合があります。乗車予約時間の5分前に停留所でお待ちください。
- ④ 同乗者であれば、非会員の方でも300円で利用できます。

● 窓口 防災安全課 地域政策・安全係 (☎ 0596-52-7110 FAX 0596-52-7133)

29. 自動車税等の減免

障がいのある方が所有し使用している自動車で、一定条件にあてはまる方に対して、自動車税・軽自動車・自動車取得税が1台に限り減免されます。

○ 対象者

手帳	障がいの種類	本人運転	家族・介護者運転
身体障害者手帳	視覚障がい	1級から4級	1級から4級
	聴覚障がい	2級及び3級	2級及び3級
	平衡機能障がい	3級	3級
	音声機能障がい、言語機能障がい、又はそしゃく機能障がい	3級 (喉頭摘出者に限る)	3級 (喉頭摘出者に限る)
	上肢機能障がい 運動の上肢機能障がい	1級及び2級	1級及び2級
	下肢機能障がい 運動の移動機能障がい	1級から6級	1級から3級
	体幹不自由	1級から5級	1級から3級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう 又は直腸、小腸の機能障がい	1級及び3級	1級及び3級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝臓機能障がい	1級から3級	1級から3級
	知的障がい	A1、A2	A1、A2
療育手帳			
精神障害者 保健福祉手帳	精神障がい	1級(通院医療費番号の記載された者)	1級(通院医療費番号の記載された者)

(次の①②か①③のいずれかに該当)

- ① 自動車の所有は、障がいのある方の名義
(18歳未満の方・療育手帳を交付されている方は、手帳に記載された保護者名義)
- ② 家族運転の場合は、障がいのある方が通院・通学・通所・生業・その他社会参加活動等のために月4回以上、6か月以上にわたって継続的にその自動車を使用すること(使用目的の申出書)
- ③ 介護者運転の場合は、障がいのある方が単身生活を営み、通院・通学・通所・生業等のために週3回以上、1年以上にわたって継続的にその自動車を使用すること(使用目的の証明書)

- **注意事項** 家族・介護者運転の場合は、乗用車・貸客兼用ライトバン(小型)に限ります。
本人運転の場合は、車種の制限はありません。手続きは、直接各窓口へ
- **必要な物** ① 減免申請書 ② 各種手帳 ③ 車検証 ④ 運転される方の運転免許証等
⑤ 家族運転の場合は使用目的の申出書、介護者運転の場合は使用目的の証明書(3か月以内に発行されたもの)
⑥ マイナンバーカードまたは、個人番号通知カード+本人確認証(運転免許証など)
※ 代理申請の場合は、①本人のマイナンバーカード(写しでも可) ②委任状(本人の健康保険証等(原本)でも可) ③代理人の本人確認証

● 問合せ先及び窓口

減免・条件について → 三重県自動車税事務所 (☎ 059-253-8057 FAX 059-253-8058)

普通自動車 → 松阪県税事務所(松阪庁舎1階) (☎ 0598-50-0509 FAX 0598-50-0619)

軽自動車 → 税務課 住民税係 (☎ 0596-52-7113 FAX 0596-52-7137)

30. 鉄道・バス料金の割引

乗車券を購入する際に手帳を提示すると、鉄道・バスの料金が割引されます。

○ 対象者及び割引率

【鉄道（JR）】

手帳の種別	割引の対象	種別	割引率	備考
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 (第1種)	本人・介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券	5割引	・介護者は1名のみ ・距離制限なし ・小児定期乗車券の割引なし
		普通乗車券		片道100kmを超える時
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 (第2種)	介護者(障がい児 と同伴の場合)	定期乗車券	5割引	・12歳未満の障害のある児童 ・介護者とともに定期券を購入 する時
		普通乗車券		片道100kmを超える時

※民営鉄道の場合もJRの取扱いとほぼ同様ですが、各鉄道事業者によって取扱いが異なる場合がありますので、
詳細は各事業者にお問い合わせください。

【路線バス（三重交通バス）】

手帳の種別	割引の対象	割引率	備考
身体障害者手帳 又は療育手帳（第1種）	本人・同伴者	普通運賃の半額	同伴者は1名のみ
身体障害者手帳 又は療育手帳（第2種）	本人のみ	普通運賃の半額	
精神障害者保健福祉手帳	本人のみ	普通運賃の半額	三重交通の都市間高速バス等は対象外

● 問合せ先 JR 東海テレフォンセンター（☎ 050-3772-3910）

近鉄電車松阪営業所（☎ 050-3536-3957）

三重交通松阪営業所（☎ 0598-51-5240）

31. 航空運賃の割引

航空券を購入する際に手帳を提示すると、航空運賃の割引を受けることができます。

- 対象者 ① 身体障害者手帳の第1種または療育手帳第1種をお持ちの12歳以上の本人
及び12歳以下の介護者
② 身体障害者手帳の第2種または療育手帳第2種をお持ちの12歳以上の本人
③ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの12歳以上の本人

- 割引率 各航空会社に応じて異なります

- 問合せ先 各航空会社

32. 所得税・町県民税の控除

障がいのある方または、障がいのある方を扶養している方は、税金の障害者控除を受けることができます。

- 問合せ先 所得税等：松阪税務署 松阪市高町493-6（☎ 0598-52-3021）

町民税：税務課 住民税係（☎ 0596-52-7113 FAX 0596-52-7137）

33. 相続税の障害者控除

- 法定相続人で障がいがある方の相続税額から、以下の手帳により算出した額が控除されます。
- **対象者** 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
 - **問合せ先** 松阪税務署 (☎ 0598-52-3021)

34. 利子等の非課税（マル優）

- 郵便貯金銀行・銀行等の預貯金・証券会社の公債の利子に課税がされません。
- **対象者** 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
 - **内容及び窓口**

内 容	窓 口
元本が350万円までの預貯金	銀行等
額面が350万円までの公債	証券会社

35. 贈与税の非課税

生活費、医療費として、その運用益を提供する信託契約（特別障害者扶養信託）の形で個人から贈与された一定の金額までの信託金銭等が非課税となります。

- **対象者** 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- **注意事項** 有対象者に限定がありますので、直接窓口でお問合せください。
- **問合せ先** 松阪税務署 (☎ 0598-52-3021)

36. 個人事業税の控除

重度の視力障がい者（失明又は両眼の視力が0.06以下の方）が、あんま、はり等の医業に類する事業を行う場合、税金の障害者控除を受けることができます。

- **問合せ先** 県税務事務所 (☎ 0598-50-0509 FAX 0598-50-0619)

37. NHK 放送受信料の減免

- **対象者及び減免率**

対 象 者	減免率
視覚・聴覚障がいの1～6級、又は身体障害者手帳1～2級所持者	
療育手帳A1・A2所持者	障がい者の方が 世帯主の場合 半額
精神障害者保健福祉手帳1級所持者	
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者を 世帯構成員に有する場合	世帯全員が 町民税非課税の場合 全額

- **必要な物** ① 手帳 ② 印鑑
- **窓 口** 福祉総合支援課 障がい福祉係 (☎ 0596-63-5461 FAX 0596-52-7137)
- **問合せ先** NHK 津放送局 (☎ 059-229-3000)

38. 電話の無料番号案内

手帳をお持ちの方は事前登録をすると、NTTの番号案内サービスが無料で利用できます。

○ 対象者（次のいずれかに該当）

- ① 視覚障がい1～6級、上肢・体幹・運動機能障がい1,2級、聴覚障がい2,3,4,6級、音声機能・言語機能・そしゃく機能の障がい3,4級の身体障害者手帳をお持ちの方
- ② 療育手帳をお持ちの方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ④ 戦傷病者手帳を視覚障がいで特別項症～第6項症、上肢障がいで特別項症～第2項症、聴覚障がいで第2,4項症、音声機能・言語機能・そしゃく機能の障がいで第1,2,4項症をお持ちの方

● 窓口 NTTふれあい案内（☎ 0120-104-174 FAX 0120-104-134）

39. 携帯電話基本料金の減額

手帳をお持ちの方の携帯電話の基本使用料が減額となるサービスです。

○ 対象者 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

● 問合せ先 au（株）、SoftBank（株）、ドコモ（株）の3社

40. 駐車禁止区域の駐車

障がいのある人や障がいのある人のために介護者が自動車を運転する場合、県公安委員会より、駐車禁止指定区域内でも他の交通の妨げにならない限り駐車できる「駐車禁止指定除外車標章」の交付を受けられます。

○ 対象者 以下の基準に該当する方

区分	交付要件
身体障がい者	視覚障がい 1級から3級及び4級の1
	聴覚障がい 2級及び3級
	平衡機能障がい 3級
	上肢不自由 1級、2級の1及び2級の2
	下肢不自由 1級から4級
	体幹不自由 1級から3級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による 運動機能障がい 上肢機能：1級及び2級 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く) 移動機能：1級から4級
	心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう 又は直腸の機能障がい 1級及び3級
	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障がい 1級から3級
	肝臓機能障がい 1級から3級
知的障がい者	
重度以上（A1、A2）	
精神障がい者	
1級	
小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている方	
疾患名が「色素性乾皮症」に限る	

● 窓口 松阪警察署（☎ 0598-53-0110 FAX 0598-53-0110）

4.1. 三重おもいやり駐車場利用証制度

身体に障がいのある方で歩行が困難な方に、公共施設や商業施設などにある「おもいやり駐車場」の利用証を交付する制度です。

○ 対象者

歩行が困難で以下の基準に該当する方

※ 利用証は、交付対象者が同乗する場合も使用できます。

区分		交付要件		有効期間			
① 障がい者	視覚障がい	1級から4級		無期限			
	聴覚障がい	2級から3級					
	平衡機能障がい	3級、5級					
	身体障がい	上肢					
		1級から2級					
	肢体不自由	下肢					
		1級から6級					
	心臓・じん臓・呼吸器・小腸・直腸・ぼうこうの機能障がい	上肢機能	1級、2級、3級、5級				
			1級から2級				
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝臓機能障がい		移動機能				
	心臓・じん臓・呼吸器・小腸・直腸・ぼうこうの機能障がい						
知的障がい		療育手帳の障がいの程度欄「A」					
精神障がい		精神障害者保健福祉手帳の障がい区分「1級」					
② 要介護高齢者等		介護保険被保険者証の要介護状態区分「要介護1から5」					
③ 難病患者		特定疾患医療受給者及び小児慢性特定疾患医療受給者					
④ 妊産婦		母子健康手帳交付時～産後2年（もしくは3年）					
⑤ けが人		けがにより一時的に歩行が困難で、医師の証明書等により駐車場の利用に配慮が必要と認められる方					
⑥ その他		上記以外の理由により歩行が困難で、医師の証明書等により駐車場の利用に配慮が必要と認められる方					

○ 申請に必要な物

- ①の方一各種手帳
- ②の方一介護保険被保険者証
- ③の方一特定疾患医療受給資格証及び小児慢性特定疾患医療受給資格証
- ④の方一母子健康手帳
- ⑤の方一診断書（所定様式有り）
- ⑥の方一診断書（所定様式有り）

※代理の方の申請の場合、本人確認できるもの（運転免許証など）

○ **申請方法** 福祉総合支援課の窓口、又はインターネット申請（三重県のホームページより電子申請可能）

● **窓口** 福祉総合支援課 福祉総務係 （☎ 0596-52-7115 FAX 0596-52-7137）

三重県 子ども・福祉部 地域福祉課 ユニバーサルデザイン班

（☎ 059-224-3349 FAX 059-224-2270）

4.2. 三重県内施設等の利用割引

手帳を提示すると、施設利用の割引が受けられます。

- **対象者** 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

施設名等	優遇	電話
三重県立美術館	入場料免除	059-227-2100
三重県総合博物館		059-228-2283
斎宮歴史博物館		0596-52-3800
四日市ポートビル展望展示室		059-366-7022
鈴鹿スポーツガーデン（サッカー場を除く）水泳	利用料免除	059-372-2250
鈴鹿スポーツガーデン（サッカー場を除く）テニス		059-372-2285

※特別展示等、別途料金がかかる場合があります。

4.3. 本の郵送貸し出しサービス

来館が困難な方の自宅へ本を郵送します。利用登録をすれば、1回につき5冊まで、21日間借りることができます。（郵送にかかる日数を含みます。）

- **対象者** 身体障害者手帳1,2級（下肢障がいの場合は1～3級）又は、療育手帳Aの方
● **窓口** 三重県立図書館 情報相談課（☎ 059-233-1180 FAX 059-233-1190）

4.4. 通常郵便はがきの無料配布

4月1日から5月31日までに申し込むと、青い鳥はがき20枚が無料配布されるサービスです。

- **対象者** 身体障害者手帳1,2級又は、療育手帳Aの方
● **問合せ先** 郵便局

4.5. 車椅子等の貸し出し

日常生活に支障のある者に対して、福祉用具を貸し出すことにより、介護の支援を行います。

- **対象者** • 介護認定度3～5で概ね寝たきり状態の者又は歩行困難な者で、介護保険サービスが限度額を超える者
• 病院等に入院又は介護老人施設等に入所中で、一時的帰宅のため福祉用具を必要とする者
• 治療及びリハビリ中で福祉用具が一時的に必要な者
• その他、明和町社会福祉協議会会長が特別の事情があると認めた者
○ **費用** 無料
○ **注意事項** 貸し出し期間は、原則として6ヶ月以内
● **窓口** 明和町社会福祉協議会（☎ 0596-52-7056 FAX 0596-52-7057）

4.6. 手話通訳者・要約筆記者の派遣

社会生活上必要とされる内容について、手話通訳・要約筆記を必要とされる方は、手話通訳者・要約筆記者の派遣を受けることができます。

- **対象者** 聴覚障がいの身体障害者手帳をお持ちの方
○ **注意事項** 申請は派遣を希望される日の原則20日前までにお願いします。
● **窓口** 福祉総合支援課 障がい福祉係（☎ 0596-63-5461 FAX 0596-52-7137）

47. 視覚障がい者（児）生活訓練事業

視覚障がい者（児）に対して、歩行訓練や生活訓練、コミュニケーション訓練等を行う事業です。視覚障がい者生活訓練専門指導員が自宅等に訪問して、継続的な歩行訓練、日常生活訓練、相談等を行います。訓練内容は個別の生活状態に応じて計画します。

- 対象者 視覚障がい者・児
- 委託先 特定非営利活動法人アイパートナー 津市大門7-15（津センターパレス4階）
(☎ 090-5034-3691)
- 窓口 福祉総合支援課 障がい福祉係 (☎ 0596-63-5461 FAX 0596-52-7137)

48. 朗読広報

町が発行している「広報めいわ」をボランティアサークル「鈴の音会」が音声化し、その録音テープを視覚障がいのある希望者に貸し出しています。また、図書の録音テープの貸し出しや、新たな録音のリクエストも受け付けています。

- 対象者 視覚障がい者
- 窓口 明和鈴の音会
- 問合せ先 明和町社会福祉協議会ボランティア担当 (☎ 0596-52-7056 FAX 0596-52-7057)

49. 点字郵便物等郵便料金無料サービス

点字郵便物、点字図書及び盲人用録音郵便物が無料となります。

封書の表面に「盲人用」と記載し、封筒の一部を開けて投函します。

- 対象者 視覚障がい者
- 窓口 郵便局

50. 点字図書・録音図書の貸し出し

視覚障がい者用の点字図書や録音図書を借りたい人は、県点字図書館に申し込んでください。

- 対象者 視覚障がい者
- 窓口 三重県視覚障害者支援センター 図書部門 津市桜橋2-131（三重県社会福祉会館1階）
(☎ 059-228-6367 FAX 059-228-8425)

51. 字幕入りビデオテープの貸し出し

聴覚障がい者のために、字幕入りのビデオを制作して貸し出しています。

- 対象者 聴覚障がい者
- 窓口 三重県聴覚障害者支援センター 津市桜橋2-131（三重県社会福祉会館5階）
(☎ 059-223-3302 FAX 059-223-3301)

5.2. 精神障がい者デイケア

こころの病気を持つ方のふれあい、交流する場です。

内 容	調理、体操、レクリエーション等を通して交流を図る
開催日時	第1・3水曜日 10:00~14:00
開催場所	保健福祉センター等

- 対象者 精神障がいのある方、ひきこもり等で社会に出にくい方

- 窓口 明和町障がい者生活支援センター「♪ここ♪」

(☎ 0596-52-7127 FAX 0596-52-7128)

福祉総合支援課 まるごと相談支援係

(☎ 0596-52-7115 FAX 0596-52-7137)

5.3. ひきこもり相談

ひきこもりまたは、ひきこもり状態にある人や家族等の相談に応じます。

- 対象者 家にとじこもっている、人と関わることが苦手、何かしなければと思うが一步が踏み出せない、ひきこもっている家族にどう接したらいいかわからない・・・など
まずは、お気軽にご相談ください。

- 窓口 めいわひきこもり相談窓口（明和町社会福祉協議会内）

(☎ 0596-52-7056 FAX 0596-52-7057)

明和町障がい者生活支援センター「♪ここ♪」

(☎ 0596-52-7127 FAX 0596-52-7137)

5.4. 地域生活支援拠点

障がいのある方の緊急時や親亡き後について支援を行うことができる地域生活支援拠点を整備いたしました。詳しい内容などご相談ください。

- 問い合わせ窓口 明和町障がい者生活支援センター「♪ここ♪」
(☎ 0596-52-7127 FAX 0596-52-7137)

5.5. 成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などで判断能力が不十分な方が、社会で不利益や被害を受けることがないよう、成年後見人等を選ぶことで、預貯金の管理、福祉サービス事業所との契約などの法律行為を支援し、権利や財産をまもる制度です。

- めいわ成年後見サポートセンター

成年後見制度の相談窓口として、「めいわ成年後見サポートセンター」を明和町社会福祉協議会内に開設し、制度に関する相談や広報活動、制度の利用の促進、後見人への支援などを行っています。

- 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、家庭裁判所に申立てをする親族がいない場合や、成年後見人等への報酬費用が負担できない等の理由で制度の利用が進まないといった事態にならないよう、町が費用の全部又は一部を助成します。

- 窓口 めいわ成年後見サポートセンター（明和町社会福祉協議会）
(☎ 0596-52-7056 FAX 0596-52-7057)

福祉総合支援課 まるごと相談支援係
(☎ 0596-52-7115 FAX 0596-52-7137)
明和町障がい者生活支援センター「♪ここ♪」
(☎ 0596-52-7127 FAX 0596-52-7128)

56. 日常生活自立支援事業

知的障がい・精神障がいなどがあり、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるように、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的なお金の管理等の支援をします。なお、利用するには利用料がかかります。

- 対象者 知的障がい者・精神障がい者・認知症高齢者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行なうことが困難な方
- 内 容
 - ① 福祉サービスの利用援助
 - ② 日常的金銭管理
 - ③ 大切な書類（預貯金通帳、年金証書、保険証書等）の保管 など
- 窓 口 めいわ日常生活自立支援センター（明和町社会福祉協議会）
(☎ 0596-52-7056 FAX 0596-52-7057)

57. 障害者虐待に関する通報・届出先

障害者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が平成24年10月1日に施行されたことに伴い、障がいのある人の虐待に関する相談や通報窓口を設置しました。

平 日	福祉総合支援課 まるごと相談支援係	電話 0596-52-7115 FAX 0596-52-7137
	明和町障がい者生活支援センター「♪ここ♪」	電話 0596-52-7127 FAX 0596-52-7128
休日と夜間	明和町役場代表電話	電話 0596-52-7111

※生命の危険性が高い場合は、すぐに警察（110番）、または救急（119番）へ連絡をお願いします。

58. ヘルプカード・ヘルプマーク

援助や配慮を必要としている障がいのある方や、病気の方などが日常生活や災害時などで困った時に周囲に示し、支援や理解を求めやすくするカード・ストラップです。(配布は1人1つです)

- 対象者 障がいをお持ちの方や病気の方など、外出先や避難先で周囲の配慮や支援が必要な方
- 窓口 福祉総合支援課 福祉総務係 (☎ 0596-52-7115 FAX 0596-52-7137)
明和町障がい者生活支援センター「♪ここ♪」
(☎ 0596-52-7127 FAX 0596-52-7128)

(ヘルプマーク)



(ヘルプカード)



59. 避難行動要支援者への支援活動

障がいのある方やお年寄りの方などは、災害時の避難や避難後の生活において、様々な困難が予想されることから、支援体制を整えることが重要です。明和町では、その中でも特に避難行動に困難が伴うと予想される方(避難行動要支援者)について、ご本人等の同意に基づいて「支援を必要とする人」と「その人を支援する人」を登録し、「支援を必要とする人」の情報を自治会、民生委員、消防署、警察、役場などの関係団体が普段から共有しておく取り組みを行っています。災害時の住民同士の助け合いや、関係団体の支援活動を行いやすくするための取り組みです。

- 対象者 (1) 65歳以上の世帯の方
(2) 身体障害者手帳をお持ちの方 1級・2級
(3) 療育手帳をお持ちの方 A1・A2・B1
(4) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 1級・2級
(5) 要介護度認定において 要介護3・4・5
(6) 上記(1)～(5)に準ずる状態にある方
- 窓口 福祉総合支援課 福祉総務係 (☎ 0596-52-7115)

みなさん、災害への備えはされていますか？

例えば、障がい者手帳を持っている人や薬を飲んでいる人は、手帳や処方箋のコピーをとっておくなど、大事な情報になるものや、家族の連絡先等、まとめて保管しておくとよいかもしれませんね。

ある方は地震や津波に備えて、空のペットボトルに手帳や処方箋のコピーを入れて、冷蔵庫に保管しているみたいです。『ヘルプカード』『ヘルプマーク』もよかつたら使ってみてくださいね。



聴覚・言語機能障がい者 緊急通報の登録について

6.0. 聴覚・言語機能の障がい者の緊急通報の登録

聴覚・言語機能に障がいがあり音声電話による通報が困難な方は、次のシステムを利用し、火災・事故・急病等の 119 番通報をすることができます。

① NET119 緊急通報システム

[通報手段] 携帯電話、スマートフォン

② 緊急通報ファックス

[通報手段] 自宅のファックス

①②どちらも登録が必要となりますので、事前に松阪地区広域消防組合までお問い合わせください。

○ 対象者

松阪市、多気町、明和町に在住されている聴覚・言語機能に障がいがあり音声による通報が困難な方

○ 通報できる内容

- (1) 火災が発生し、消防車を呼ぶ必要がある時
- (2) 急病、けが等で救急車を呼ぶ必要がある時
- (3) 夜間・休日等に病院へ行きたい時の病院案内

● 登録窓口

① NET119 緊急通報システム

松阪地区広域消防組合消防本部総合指令課 (☎ 0598-25-0119 FAX 0598-21-6282)

② 緊急通報ファックス

福祉総合支援課 障がい福祉係 (☎ 0596-63-5461 FAX 0596-52-7137)

問合せ先 : 松阪地区広域消防組合

☎ 0598-25-0119

FAX 0598-21-6282

《 各障がい者団体の紹介 》

団体名	内 容	連絡先
明和町障がい者の会	町内在住の障がいをお持ちの方の情報交換や交流を目的としています。	明和町社会福祉協議会 0596-52-7056
わだち	町内在住の知的障がいをお持ちの方の情報交換や交流を目的としています。	明和町社会福祉協議会 0596-52-7056
明和町精神障がい者家族のつどい ななかもどの会	精神に障がいをお持ちの方の家族の会として情報交換、交流を目的としています。必要に応じて専門スタッフのアドバイスなども受けられます。	明和町障がい者 生活支援センター 「♪ここ♪」 0596-52-7127

《 明和町障がい者生活支援センター「♪ここ♪」の活動について 》

◎ここサロン（余暇活動）

ここサロンは、地域の障がい者の気軽な交流の場として、年に2回ほど開催しています。内容は、みなさんのご意見を聞かせていただき計画しています。これまでにパンやピザ作り、クリスマス会などを計画しました。日時や内容などの詳細はチラシ配布にてお知らせしますので、ぜひお気軽に参加してください。

《 「ピアソーター」の相談について 》

「ピア (peer)」には、「同じ症状や悩みを持ち、同じような立場にある仲間」という意味があり、同じ課題や境遇を抱える者を仲間の立場で支援し合うことを「ピアサポート」といいます。そして、自らの体験に基づいて、仲間をサポートする者を「ピアソーター」と呼んでいます。

明和町には、障がいのある方やそのご家族が、身近なところで気軽に相談し合える仲間（障がい当事者やそのご家族など）であるピアソーターがいます。専門家とは別の役割を担い、当事者だからこそ、同じ立場の人間として話を聞くことや共感すること、地域の情報を提供することによって、様々な疑問や不安に応じます。ひとりで悩まず、ぜひお気軽にご相談ください。

● 窓口 福祉総合支援課 まるごと相談支援係

（☎ 0596-52-7115 FAX 0596-52-7137）

明和町障がい者生活支援センター「♪ここ♪」

（☎ 0596-52-7127 FAX 0596-52-7128）

《県の相談機関》

障害の程度の判定、施設利用・在宅福祉などの相談・指導を行います。

相談内容	名 称	所在地	電話・FAX
障がい者手帳・施設入所について	三重県障害者相談支援センター	津市一身田大古曾 670-2 (県身体障害者総合福祉センター内)	(知的障害者支援課) 電話 : 059-232-7531 FAX : 059-231-0687 (身体障害者支援課) 電話 : 059-236-0400 FAX : 059-231-0687 (障がい者スポーツ推進課) 電話 : 059-231-0800 FAX : 059-231-0801
障がい者スポーツについて			
子育て・障がい児・子どもの虐待について	中央児童相談所	津市一身田大古曾 694-1	電話 : 059-231-5666 FAX : 059-231-5903
こころの健康相談・難病について	松阪保健所	松阪市高町 138	電話 : 0598-50-0532 FAX : 0598-50-0621
ひきこもり・依存症について	三重県こころの健康センター	津市明神町 2501-1	電話 : 059-223-5241 FAX : 059-223-5242
発達障がいについて	三重県自閉症・発達障害支援センターれんげ	津市城山1丁目 12-2	電話 : 059-238-0002 FAX : 059-235-0019

《明和町社会福祉協議会》

地域福祉の向上のため、各種福祉事業の企画・実施、自主的な住民の福祉活動の組織づくりやボランティア活動の支援などのほか、在宅福祉支援のための各種福祉サービスや相談を行っています。

名 称	所在地	電話・FAX・ホームページ
明和町社会福祉協議会	明和町馬之上 917-1	電話 : 0596-52-7056 FAX : 0596-52-7057 ホームページ : http://www.ma.mctv.ne.jp/~mei-skyo/

《民生委員・児童委員》

民生委員・児童委員も各種の相談に応じたり、役場などの関係機関への連絡調整などを行っています。お気軽にご相談ください。民生委員・児童委員は、おおむね小字単位で配置されていますので、最寄の委員については、役場福祉総合支援課か明和町社会福祉協議会までお問い合わせください。

MEMO